

## 関係行政記録情報一覧

参考 4 - 1 倉庫統計季報（様式等）

参考 4 - 2 港湾運送事業報告規則（昭和 53 年運輸省令第 10 号）に基づく報告様式（抜粋）

参考 4 - 3 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和 26 年運輸省令第 54 号）に基づく報告様式（抜粋）

○倉庫業法施行規則（昭和 31 年 10 月 25 日運輸省令第 59 号）（抜粋）

<関係条文>

（料金の届出等）

第二十四条

- 5 倉庫業者は、毎四半期（四月を起算月とする毎三箇月を一の四半期とする。）ごとの期末倉庫使用状況を記載した期末倉庫使用状況報告書（第八号様式）並びに受寄物入出庫高及び保管残高を記載した受寄物入出庫高及び保管残高報告書（第九号様式）を、当該四半期の経過後三十日以内に地方運輸局長に提出しなければならない。

<港湾調査の調査票様式と関係する報告様式>

- ・ 第 8 号様式 期末倉庫使用状況報告書
- ・ 第 9 号様式 受寄物入出庫高及び保管残高報告書

第八号様式（第24条関係）

期末倉庫使用状況報告書

年度第 四半期末現在  
都道府県

氏名又は名称  
営業所の名称

事項 倉庫の類別	所管面積（容積）	使用状況			備考
		受寄物在庫面積（容積）	自家貨物在庫面積（容積）	空面積（容積）	
一～三類倉庫	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
野積倉庫	〃	〃	〃	〃	
水面倉庫	〃	〃	〃	〃	
貯蔵槽倉庫	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
危険品倉庫	タンク	〃	〃	〃	〃
	その他	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
冷蔵倉庫	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
		〃			

(注意)

- 1 営業所ごとに作成すること。
- 2 面積は延べ面積を、容積は有効面積を記載すること。
- 3 冷蔵倉庫の「受寄物在庫容積」の欄の下端は、容積建保管に使用している容積を内数として記載すること。

第九号様式（第24条関係）

受寄物入出庫高及び保管残高報告書

年度第 四半期分  
都道府県

氏名又は名称  
営業所の名称

事項 品目	前期末 保管残高	当期中入庫高			当期中出庫高			当期末保管残高				備考	
		月中入庫高	月中入庫高	月中入庫高	月中出庫高	月中出庫高	月中出庫高	月末保管残高	月末保管残高				
		数量 (トン)	金額 (千円)										
合計													

(注意)

- 1 営業所ごとに、かつ、倉庫の種類（この場合において、一類倉庫、二類倉庫及び三類倉庫は同一類別とみなす。）ごとに作成すること。
- 2 水面倉庫に係る数量の単位はm<sup>3</sup>とする。
- 3 受寄物の滅失、損傷等は出庫として記載し、その旨を「備考」の欄に付記すること。
- 4 「金額」の欄については、冷蔵倉庫にあつては記載することを要せず、その他の倉庫にあつては第一四半期末の記載のみでよい。





○港湾運送事業報告規則（昭和53年3月18日運輸省令第10号）  
に基づく報告様式（抜粋）

<関係条文>

（報告書の提出）

第2条 港湾運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる報告書のうちその営む港湾運送事業に係るものを、それぞれ同表の第二欄に掲げる事項について作成し、同表の第三欄に掲げる期日までに、その営む港湾運送事業に係る港湾の所在地（検数事業、鑑定事業又は検量事業を営む者については、その主たる事務所の所在地。次条第一項において同じ。）を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「所轄地方運輸局長」という。）に、一通提出しなければならない。ただし、事業概況報告書、財務諸表、検数取扱い実績報告書、鑑定取扱い実績報告書及び検量取扱い実績報告書にあつては、国土交通大臣及び所轄地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならない。

<港湾調査の調査票様式と関係する報告様式>

- ・ 第5号様式 港湾荷役実績報告書

